

財務省告示第百二十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年三月二十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百九

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
十九年度における財政運営のた
めの公債の発行の特例等に関す
る法律（平成十九年法律第二十
五号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第四十七条

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に進行される入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

入札に付して行われる入札
競争入札発行（以下「価格競
争入札」という。）、価格競
争入札と同時に進行される入
札において募集の決定を受けた
各申込みの応募

五

募
入
決
定
の
方
法

イ 入札競争

各申込みのうち応募額を価格の高い

ものからその応募額を順次割り

当てる。応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

割り当てると、各参加者の応募

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

札発行競争

価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び
格競争入札と同時に行われる
札であつて、財務大臣が各
市場特別参加者による発行（以
下「国債市場特別参加者」以
下）を定めるものによる発行（以
下「国債市場特別参加者」以
下）

八 口

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

六

イ 入札競争

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

億圓金額で一兆七千二百九十八
億圓金額で、第四條第一項の規
定に基づき、発行した利付国債に
ついては、額面金額で三十九億
八千九百九十萬圓、平成十九年
の発行の特例等に関する法律

